

令和4年8月吉日

「善行賞」募集要項

焼津ロータリークラブ
会長 岡村 延昌

1. 主旨及び設立の経緯

焼津ロータリークラブは、1960年7月11日設立、同年9月6日、国内で389番目のロータリークラブとして認証され、ロータリークラブの精神にある、有益な事業の基礎として「奉仕の理想」を鼓吹しこれを育成することを行ってまいりました。

クラブ創立50周年を機に、地域社会に奉仕活動を行っている青少年・教職員及び団体に対し、その活動に敬意を表すとともに、今後さらに健全なる青少年育成を目的とし「善行賞」を平成23年に設立しました。

2. 目的

焼津市内及び近隣地域に居住・通学する児童・生徒が自ら積極的に行った顕著な「善き行い」、または同地域に活動拠点を有する個人・団体の、地域社会への奉仕活動等のうち、各学校において推薦すべきと思われるものを積極的に取り上げ、敬意を表し表彰することにより、今後のさらなる青少年健全育成に寄与することを目的とします。

3. 応募資格・表彰対象

上記の「目的」に合致する個人または団体を対象とします。なお地域社会や地域住民の為の「善き行い」が対象であり、本人のための行為や他団体で表彰等されている活動（スポーツ大会等）は除かせて頂きます。

(1) 奉仕活動

- ア. 地域社会の環境清掃活動
- イ. 社会福祉施設等への奉仕活動
- ウ. 公衆道徳の向上のための活動

個人では原則2年以上、団体では3年以上の継続と顕著な実績のあるものとする。ただし、原則として同じ事由で表彰されているものは表彰対象とはしない。

(2) 善行

事故・災害発生時等、緊急時の救助救援活動

(3) その他

校長が、特に表彰に値する行為であると認めたもの

4. 募集期間

随時

5. 応募方法

焼津ロータリークラブホームページより「『善行賞』応募用紙 兼 お問い合わせ用紙」をダウンロードして頂き、活動内容・推薦文等を記載の上、クラブ事務局宛てに郵送、ファクシミリまたは電子メールにてご応募下さい。

6. 選考及び発表

年3回（6月・9月・12月の第1木曜日）、焼津市校長会・焼津ロータリークラブの審査委員により厳正審査を行い決定致します。受賞者には学校を通じ通知し、別途 顕彰の品を贈呈いたします。

7. 応募先

焼津ロータリークラブ 事務局 青少年奉仕委員会
〒425-0071 焼津市三ヶ名 1671 ヤマキンビル 302 号室
Tel : 054-629-4850 FAX : 054-628-7669
E-mail : yaizurotary1960@ca.thn.ne.jp

以上